

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年4月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、13年4月から同年9月までの標準報酬月額に係る記録を22万円、同年10月から14年9月までの標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から18年9月1日まで

私は、ねんきん定期便において、A事業所での標準報酬月額が実際の給与支給額と相違していることを知った。

入社から退職するまでの間、基本給に大きな変動は無く、給与支給額が半額近く減額された記憶も無いので、申立期間の標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年4月1日から14年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、13年4月から同年9月までは22万円、同年10月から14年9月までは24万円と記録されていたところ、13年11月9日付けで、同年4月1日に遡って同年4月から同年9月までが12万6,000円、同年10月から14年9月までが11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所に勤務した事業主を除く申立人以外の9人の被保険者のうち、7人についても、申立人と同様に、平成13年11月9日付けで、同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認でき、残る2人についても、厚生年金保険の被保険者資格取得時に遡って標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認できる。

さらに、不納欠損整理簿によると、平成13年11月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できるところ、当該事業所の元事業主は、「経営が苦しく保険料を滞納していた時期があった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成13年11月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の13年4月から14年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た13年4月から同年9月までは22万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月1日から18年9月1日までの期間については、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月）で11万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらない上、申立人が所持する14年10月から18年8月までの給与支払明細書によれば、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成14年10月1日から18年9月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年10月1日から18年9月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 2 日から 44 年 1 月 11 日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月後の昭和44年2月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社を退職後、国民年金の強制加入期間があるものの、昭和46年11月の結婚まで、国民年金に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人の意向により事業所調査及び同僚調査ができないことから、申立期間当時のA社に係る脱退手当金の取扱状況を詳細に確認することができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。